

現代世界の動向とイスラーム

サウジアラビアにおけるザカートの徴収

——イスラームの税制と国家財政——

福田 安志

1. はじめに

サウジアラビアは、その国家基本法でコーランとスンナを憲法と定めているイスラーム国家であり、経済や財政にもイスラームの影響が見て取れる。イスラームの経済思想の核心には金融取引における利息の禁止とザカート（⁽¹⁾ザカー）の徴収があるが、それらは、サウジアラビアの経済と財政、とりわけ金融制度と税制に様々な影響を及ぼしている。利息の禁止は、銀行の活動に大きな影響を与えているのみならず、中央銀行に相当する SAMA（サウジアラビア通貨庁）の金融政策を制約し、一方で、ザカートは歴史上も現代も税制の中心としての役割を担ってきた。

現代のサウジアラビアの財政では、徴収されているザカートの絶対額は少なく、歳入源として見た場合、ザカートは無視してもよいような存在である。しかし、税制の観点から見ると、サウジアラビアの国内で、サウジ人とサウジ企業に対して課せられることになっている公租はザカートのみであり、ザカートの徴収は、サウジアラビアの税制の中で重要な役割を担っていることが理解できる。

ザカートの徴収は、外資の導入を進める上で障害となっており、経済開発にも影響を与えている。サウジアラビアでは、税制上、サウジ企業に対してはザカートが課せられ、外国企業に対しては所得税が課せられている。サウジ企業に対するザカートの賦課率はイスラーム法で低率に定められているが、一方で、外国企業に対する所得税は高率となっている。こうした低率のザカートと高率の所得税から成る税制の二重構造は、外資をサウジ国内へ呼び込む際に大きな障害となっている。また、財政歳入の面では、ザカートの賦課率が低いいため、石油会社を除いては、サウジ企業から徴収される公租の総額はきわめて少ないものになってい

る。こうした歳入構造の下では、企業や個人から徴収される公租を財政歳入の柱に育てることは困難である。このため、国内では民間経済が発展してきているものの、一般の企業からの公租徴収額は少ないままであり、政府の財政は、いつまでたっても石油収入への依存を軽減することができないでいる。

このようにザカートは、サウジアラビアの経済と財政を理解する上でカギとなっている。本稿では、イスラームの税制と、そしてサウジアラビアの国家財政におけるザカートの位置を検証しつつ、サウジアラビアにおけるザカートの徴収について紹介したい。

2. 税制とザカート

はじめに、現代のサウジアラビアの税制について整理しておこう。表(1)に整理したように、現代のサウジアラビア国内では、関税を別にし、また石油会社を除けば、制度上は、サウジ人とサウジ企業(サウジ資本100%、以下同様)に課せられることになっている公租はザカートのみであり、サウジ人とサウジ企業からは所得税は徴収されていない。一方で、サウジアラビアで操業する外国企業とサウジアラビアに住む外国人は、所得税 *daribat al-dakhl* の課税の対象とされている。外資との合弁企業の場合は、サウジ側の持ち分に対してはザカートが課せられ、外資の持ち分は所得税の課税対象となる。外国人に対する所得税の課税は、現在のところ、個人事業所得、報酬などに対する税であり、給与所得には課税されていない。土地税や消費税は、サウジ人・サウジ企業、外国人・外国企業のどちらについても、制度上存在していない。

このように、現代のサウジアラビアでは、表(1)に示したように、制度上は、大きく分けて、サウジ人、サウジ企業、合弁企業のサウジ人の持ち分に対してはザカートが課せられ、外国人、外国企業、合弁企業の外資持ち分に対しては所得税が課せられており、サウジ人・サウジ企業などと外国人・外資の間に区別が設けられている。

国家によるザカートの徴収は、サウジアラビアでは、18世紀半ばに成立した第1次サウード朝以来続いているものである。一方で、外資系企業などから徴収されている所得税は、1950年から1951年にかけて行われた税制改革によって導入されたものであり、比較的新しい税目である。所得税の導入後現在まで、サウジ人とサウジ企業から所得税が徴収されたことはなく、ザカートと所得税の区別は守

られてきている。

表(1) 税制上の賦課の区分

ザカート	サウジ人	
	サウジ企業	
	合弁企業	サウジ人の持ち分
所得税	合弁企業	外国資本の持ち分
	外国企業	
	外国人	

その他の税および税に準じるものとしては、後にも述べるように、過去には巡礼料や臨時ジハード税が徴収されたことがあった。また、第二次世界大戦後は関税の額が増加し税収の柱となっている。

さて、サウジアラビアでは、ザカートは、政府によって徴収される広い意味での公租として位置づけられてきた。サウジ政府によって、はっきりと税であると規定されたこともあった。サウジアラビア政府が1955年にハーグの国際司法裁判所に提出した英文の文書の中では、ザカートは財産税 *Property Tax* であり、任意に納められる寄付金ではなく税金であると明記されている⁽³⁾。もっとも、この場合の税金とは、イスラーム国家としてのサウジアラビアにとっては税金とみなすことができるということであって、今日、日本において徴収されている税金と全く同じ物と見ることはできないし、また、サウジ政府がザカートを純然たる税金として位置づけていたかどうかについても議論の余地がある。しかし、いずれにせよ、サウジアラビアの歴史の中では、ザカートは財政取入の軸となり、実質的に税金に近い役割を果たしてきたことは事実である。

制度上も、現在、ザカートと所得税は財政国家経済省の「ザカート・所得税局 *maṣlaḥat al-zakā wa al-dakhl*」が管轄しており、両方とも同じ組織の管轄下に置かれている。このザカート・所得税局は、外国人と国内で活動する外国企業、および合弁企業の外資持ち分に対する所得税の課税を管轄している税務担当部局である。サウジアラビアには、イスラーム関係の省庁や組織が存在するが、ザカートは「お布施」としてイスラーム関係の省庁や組織が徴収・取受するのではなく、このザカート・所得税局が賦課し徴収している。

例えば、企業からザカートが徴収される時は、ザカート・所得税局が企業への査定・賦課を行い、また家畜の所有者からザカートを徴収するときには、ザカート・所得税局が毎年決まった時期に家畜の所有者のもとにザカート徴収官を派遣し、その徴収官がザカート⁽⁴⁾を徴収している。このように、制度上も、ザカートは宗教上のお布施として取り扱われるのではなく、所得税と同等の範疇に分類され、国家歳入に充てられる税金と同等のものとして取り扱われている。後にも述べるように、予算書の中でも、政府のザカート収入は、政府歳入の項目に財政収入の一部として計上されているのである。

ザカート徴収の原則はイスラーム法に基づくものであるが、サウジアラビア政府は、別途ザカートに関する勅令や省令などを出し、その中でザカートの徴収について具体的に定めている。古いものでは、1925年9月9日にアブドル・アジーズの名前で出された布告がある。その布告は、家畜や農産物・果実などからザカートを徴収することを告げ、その率を告示している。これは、サウード朝がヒジャーズ地方を支配下に治めつつあった時期に出されたもので、そのねらいは、主に、新たに支配下に置かれることになったヒジャーズ地方を対象に、政府によるザカートの徴収を告知することにあつたものと考えられる。

サウジアラビアでは、その後、1950-51年に税制の改革が行われ、新たに所得税制度が導入された。その中で、1951年に、所得税施行規則（省令：No. 340）とザカート施行規則（省令：No. 393）が發布され、新設の所得税とザカートとの関係が明らかにされた。所得税施行規則の中では「外国人と外国の会社は所得税の対象となり、サウジ人はザカートの対象となり所得税は課税されない」旨が規定され、また、ザカート施行規則の中では「すべてのサウジアラビアの企業ないしは個人は、男性ないしは女性にかかわらず、また、成人、未成年、ないしは法的無能力であるかどうかにかかわらず、イスラーム法の定めるところに従い、毎年イスラーム暦の終わりにザカートを支払う義務を負う」と規定されている。サウジ人はそれまでもザカートの対象になっていたが、この2つの規則により、サウジ人とサウジ企業にはザカートが課せられ、新設の所得税の対象は外国人と外国企業であることが明らかにされた。このザカート施行規則の中では、ザカートが課せられる対象として、資本と資本から得られたもの、事業、商業、金融上の取引、配当などで得られた所得、そして商品と（販売目的の）資産などが、家畜や農作物とともに、あげられており、ザカートは企業や個人の経済活動から得られたも

のも賦課の対象としていることが示された。このように、1951年の所得税施行規則とザカート施行規則によってサウジアラビアの税制の骨組みが定められ、その枠組みは現在も続いている。

ザカートに関する勅令や省令は、その後も出されている。1956年に出された勅令（勅令：No. 17/2/28/577）と1963年の勅令（勅令：No. 61/5/1）では、合併企業への賦課方法などが定められた。また1972年のザカートの査定に関する通達（通達：No. 2/8443/2/1）では、査定方法を統一することが定められている。そして、ザカートの徴収は、1992年に發布されたサウジアラビアの国家基本法の中でも定められている。

さて、1963年に出された勅令（勅令：No. 61/5/1）では、ザカートの用途について、ザカート・所得税局が徴収したザカートは、徴収後に、その全額が新設の社会保障局 *mašlahat al-ḍamān al-ijtimā'i*（労働社会省）に送金されると定められた。そして、オイルショック後の1976年にはザカート徴収に関する勅令（勅令：No. M/76）が發布され、その中でザカートの徴収に関しては、ザカート額の半分を徴収し、残りの半分は支払い者が直接ザカートを必要としている者たちに分配すると定められた。この規定により、政府によるザカートの徴収が緩められることになった。⁽⁵⁾ これらの勅令は、石油開発が進み石油収入が増加し、財政的に余裕が出てくるにしたいが、ザカートの取り扱いが若干変化してきていることを示している。

しかし、制度としては、その骨組みは現在に至るまで維持されてきており、ザカートは、現在でも所得税と対を成すものとしてサウジアラビアの税制の中で位置づけられている。こうした制度からも見て取れるように、税制についてのサウジ政府の考えは、「外国人と外国企業には所得税を課し、サウジ人とサウジ企業は無税である」ということではなく、「外国人と外国企業、サウジ人とサウジ企業の双方に公課が課せられている」とするものである。サウジ人とサウジ企業に対しては、すでにザカートと言う公課が課せられているとすれば、ザカートを廃止しない限り、サウジ人とサウジ企業に対して所得税を課すことは困難であると言うことになろう。

3. 初期イスラーム時代のザカート

ザカートはイスラームの信仰の柱である6信5行の1つであり、日本語では通

例「喜捨」という訳語が当てられている。なぜ、サウジアラビアでは所得税や土地税が徴収されず、この「喜捨」が税制の柱になったのであろうか。このことを理解するカギは、初期イスラーム時代のアラビアでの税制の中に見つけることができる。

初期イスラーム時代のアラブ帝国の税制について、鳴田襄平氏は「ウマル二世の時代に至るまでのアラブ帝国の租税制度の基本的な考え方は、租税とは征服地の原住民が征服者であり支配者であるアラブに納めるものである、ということであった。……それは人頭税と土地税とのほか多種多様の雑税を含むものであった。征服者であり支配者であるアラブは租税を納めることはないが、戦士の義務としてのフムス khums(戦利品の5分の1)と、ムスリムの義務としてのサダカ ṣadaqa(救貧税、イスラーム法の用語ではザカート)とが課せられた」と述べている。アラブ帝国の時代、アラブ・ムスリム達にはフムスとサダカ(ザカート)が課せられたとされるが、それでは、アラブ帝国以前、イスラームの教団国家の領域がアラビア半島にとどまっていた時代の租税制度はどのようなものであったのであろうか。

初期イスラーム時代で、教団国家ウンマの支配領域がアラビア半島に限られていた時代、ウンマの財政収入の柱は、イスラーム教徒に課せられたザカート(サダカ)とフムス、そして非イスラーム教徒であった啓典の民ジンミーに課せられたジズヤから成っていた。鳴田氏は「ムハンマドはアラビア半島において、ユダヤ教徒とキリスト教徒からジズヤ、アラブからザカートを徴収した。ジズヤは人頭税、ザカートは家畜・農産物の現物徴収であり、当時アラビア半島では土地そのものに対する課税はなかった。アラブは大征服時代にサワード(イラク地方)で初めて土地に対する課税を知り、征服地の住民に人頭税と、収穫のほぼ半分に当たる地租とを課した」と記している。⁽⁸⁾

この当時のザカートについて、鳴田氏は「ムハンマドはメッカの時代からザカートを信者の重要な徳目の一つとし、その支払いを絶えず呼びかけていたが、それは決して強制的なものではなかった。しかし、ムハンマドは630年以後、新たにイスラームの教えに従ったアラブに、サダカの名で家畜とナツメヤシの一定率の支払いを強制し、アブー・バクル以後その制度化が進められ、後に確立したイスラーム法では、これをザカートと呼ぶようになった。……このようにザカートは、イスラーム教徒に課せられた事実上の財産税で……」と記している。また、この

初期イスラーム時代のザカートについて、柳橋博之氏は、「聖遷後、マディーナにおいて、マッカ(一般的にはメッカ)から逃れてきた信徒の保護やマッカとの戦争に多大の出費を要するようになると、ザカートは義務的な性格を帯びはじめ、さらに630年のマッカ征服後、クライシュ部族との和解に出費が必要になったため、租税制度として確立されるに至った。もっとも当時はその具体的な規定は完備していなかったが、初代カリフ、アブー・バクル(在位632-634年)以後その整備も進み、イスラーム法において細かい規則が定められるに至った」と記している。⁽¹⁰⁾ 両氏の記述からは、預言者ムハンマドの時代に、ザカートは教団国家ウンマの財政を支える重要な費目となっていたことが見て取れる。そこでのザカートは、事実上、公租の役割を果たすようになっていたと見ても良いであろう。

地租の徴収が始まったのは正統4カリフの時代になってからのことで、アラブの大征服の中で、ウマル一世によってサワードでハラージュの徴収が始まってからのことである。地租は、アラブ帝国の時代には国家財政の柱になったが、ムハンマドの時代には土地に対する課税はどのようになっていたのであろうか。鳴田氏は、ドゥーマ・アル・ジャンダル遠征のあったイスラーム暦6年8月以降「Khaybar, Fadak および Wādī al-Qurā のユダヤ教徒は、彼らの生産するナツメヤシの半分を徴収された。これは理論的にはカリフ・ウマルがサワードではじめて徴収したハラージュの起源となるが、ムハンマドの場合にはそれはあくまで生産物に対する課税であって、土地に対する課税という性格は全然認められない」と記している。⁽¹¹⁾ ハイバルなどのユダヤ教徒から徴収された「ナツメヤシの半分」は広い意味で地租と見ることも可能かもしれないが、いずれにせよ、当時のアラビアでは、全体的に見れば、土地への課税は一般的ではなかったものと考えられる。

土地税は、正統4カリフの時代以降、アラブ・イスラーム国家の主要な歳入源になっていく。アラブ・ムスリム達がイラク、シリア、エジプトなどを征服し、アラブ・ムスリム軍によって征服された征服地からの地租が国庫に入るようになったからである。それらの征服地に対する地租徴収の制度も整えられていき、また、土地税制に関するイスラーム法の整備も進められていった。以後、地租は、多くのアラブ・イスラーム国家の財政を支える中心的な財源となったのである。

一方で、メッカ、メディーナのあるヒジャーズ地方からアラビア中央部のナジュド地方にかけての地域では、初期イスラーム時代以降、18世紀に至るまでの長い

期間、統一国家が作られることはなかった。したがって、この地域での国家と財源の関係は、実際の国家によって検証されることなく、あいまいなまま時代が過ぎていった。歴史上は、小さな領主ないしは豪族的な統治が各地に成立し、そこでは土地税が徴収されたこともあるが、それらは、18世紀半ばに成立しイスラーム国家として確立されていったサウード朝の税制に受け継がれることはなかった。

4. サウード朝の開始とその財政

すでに述べたように、教団国家ウンマの支配領域がアラビア半島に限られていた時代、ウンマの財政は、イスラム教徒に課せられたザカートとフムス、そしてジンミーに課せられたジズヤを柱としていた。こうした初期イスラーム時代の財政制度は、18世紀半ばに始まった第1次サウード朝の財政制度に強い影響を与えることとなった。

アラビア半島の中央部のナジュド地方では、18世紀半ばに、ディルイーヤに拠ったサウード家を中心にして第1次サウード朝が始まった。サウード朝は、その後勢力を拡大し、19世紀初頭にかけて、ペルシア湾岸から紅海岸に至る地域を支配する強大な国家へと成長していった。このサウード朝は、ワッハーブ派との提携によって勢力を拡大し統治を確立することに成功したのであり、このため、ワッハーブ派イスラームの教えがサウード朝の国家理念として位置づけられることになった。サウード朝国家は、ディルイーヤの領主であったサウード家がワッハーブ派と提携した時からイスラーム的な性格を持つようになり、勢力の拡大過程を経てイスラーム国家として統治を確立したのであった。

ハンバル派の系譜に属するワッハーブ派の特徴は、コーランとスンナの時代に帰れと主張し、初期イスラーム時代のイスラームの姿をその理念形として重視することにある。ワッハーブ派イスラームの教えを国家理念とした第1次サウード朝は、その財政制度においても、その国家理念と合致する理想的な財政制度として、初期イスラーム時代に行われていた財政制度を取り入れようとした。

初期イスラーム時代以降、アラビア半島地域ではジズヤの対象となるキリスト教徒やユダヤ教徒の人口は減少し、イエメンに少数のユダヤ教徒が残ったが、全体的にはジズヤの対象となるキリスト教徒やユダヤ教徒の絶対数はわずかなものになっていた。

このため、初期イスラーム時代の歳入源の内、ジズヤを除いたザカートとフムスが第1次サウード朝の財政で大きな役割を果たすこととなった。史料に記された第1次サウード朝の財政について見てみると、19世紀初頭のサウード朝の財政収入は、フムス、ザカート、所有者が政府に反抗したため没収され⁽¹²⁾国庫に組み入れられた土地からの収入、そして罰金などから成っていたとされる。

ここには、当然、ジズヤは記されていない。第1次サウード朝の統治下にあった住民は、そのほぼすべてはイスラーム教徒であった。したがって、ジンミーからのジズヤは、サウード朝においては財源とはならなかったのである。

フムスは、戦闘において取得される戦利品の5分の1である。第1次サウード朝の場合は、その勢力の拡大過程で数多くの戦闘が行われ、彼らが非ワッハーブ派と見なした住民たちとの戦闘でも戦利品を取っていたため、戦利品を得られる機会は比較的多かった。このため、第1次サウード朝が勢力を拡大していた時期には、フムス収入はある程度の額があったものと考えられる。しかし、戦利品はあくまで戦闘において取得されるものであり、したがって、フムスの収入は、国家の拡大期、あるいは、少なくとも戦争・戦闘が頻繁に行われていた時期にはそれなりの額があったであろうが、国家の支配領域が目いっぱい拡大し、国家の統治が安定するかないしは防衛的になった時期には、その額は当然大幅に減少していく。フムスは、恒常的に得られていたわけではなかったのである。

没収地については、第1次サウード朝は、その支配下の地域や都市が統治に反抗したとき、はじめは略奪を行い、2度目の反抗に際しては、略奪を行いますべての土地を没収し国庫に組み入れたとされる。また、没収地は、その一部は第3者に与えられたが、没収地の大部分は、(その用益権は)もともとの所有者の手に残され、彼らは生産高の3分の1から半分を支払わなければならなかった、とも記されている。この没収地とそこからの収入が税制上どのように扱われていたのかは分かっていないが、次にも述べるように、ザカートからの収入の大部分はサウード朝のアミール(国王)の手元には入ってこなかったので、この没収地からの収入は、当時、アミールの収入の中では重要であった。

第1次サウード朝から第3次サウード朝までの期間を通し、財政上、最も重要な役割を果たしたのはザカートである。サウード朝では、ザカートは義務として徴収されていた。第1次サウード朝の時代、遊牧民から徴収されたザカートは直接ディルイーヤへ送られていた。しかし、定住民からのザカートについては、地

方で徴収されたザカートは、その4分の1はディルイーヤへ送られたものの、4分の1は、その地域において救貧、ウラマー、モスクの維持費用、公共の井戸の掘削などに割り当てられていた。そして、残り（2分の1）は、兵士のため、そして旅客接遇のための費用に充てられていた。このように、地方で徴収されたザカートのうちアミールの下に送られたのは全体の4分の1で、徴収されたザカートの大部分はその地方で使われていた。マーワルディーは「各地域で徴収されたザカーはその地域の受益者に分配される。その地域に受益者がいないときにのみ他の地域にザカーを移すことができる」（「統治の諸規則」、湯川武訳）としているが、もともとザカートの多くは徴収された地方で使われることを予定していたのであった。このため、サウード朝でも、ザカートの中央の国庫に対する寄与は少なかったものの、地方も含めたサウード朝の財政全体からみれば、ザカートは重要な役割を果たしていたのであった。

ザカートは、わが国では「喜捨」や「救貧税」と訳されており、またその用途が困窮者を救うため、あるいはアッラーの道つまりイスラームのために用いなければならないとされるため、ともすれば、お布施的なものとの印象を与えよう。実際にも、多くのイスラーム諸国では、一般的には、任意のお布施的なものとして取り扱われてきた。しかし、サウード朝とその後のサウジアラビア王国に関しては、ザカートは、一定以上の財産を持っているイスラーム教徒に対し課せられる義務として、事実上公租としての役割を担ってきたのであった。少なくともサウジアラビアに関しては、ザカートの訳語として「救貧税」を当てることには一理あるとしても、ザカートを「喜捨」とすることはザカートについての誤解を生むものとなる。

5. 石油時代のザカート

ザカートは、サウジアラビア政府の財政収入の中では、どれくらいの割合を占めていたのだろうか。現在利用できる資料で、ザカートの額が記載されている最も古い資料は、1947/8年（1367 A.H.）のサウジアラビア政府の予算書である。その予算書の中では、1947/8年の歳入総額は2億1459万リヤルとなっている。その内、石油収入は1億4460万リヤルであるが、この石油収入を除いた残りの6999万リヤルについて、もう少し詳しく見てみよう。

石油収入を除いた残り、つまり非石油分野の歳入6999万リヤルの中で主なもの

は、次の表(2)にも示したように、関税2500万リヤルと巡礼料1800万リヤルである。これに対し、ザカートの額は315万リヤルに過ぎない。しかし、関税は、輸入品に対して課せられたものであり、サウード朝が海岸部の港町を支配下に置くようになってから得られるようになったものであると考えられる。また、巡礼料 *rusūm maṣāliḥ al-ḥajj* は、メッカへ巡礼に来た個々の巡礼者から徴収されたが、その巡礼料が国庫に入るようになったのは、メッカのあるヒジャーズ地方がサウード朝の支配下に入った1925年以降のことである。第1次サウード朝が興った18世紀半ばから1925年までの時期で、ヒジャーズ地方やペルシア湾岸地域がサウード朝の支配下にあった期間は、例えば、ヒジャーズ地方がサウード朝の支配下に置かれたのは19世紀初頭の短期間のみであったように、合算してもきわめて短い期間であった。巡礼料がサウード朝の財政に寄与するようになったのは1925年以降のことであり、また、サウード朝が、18世紀や19世紀に関税を徴収していたことを示す記録は見当たらない。

これらのことを考慮すると、第1次サウード朝から第3次サウード朝までを通してみれば、全体的には、サウード朝の財政ではザカートが重要な役割を果たしてきたことは、自ずから了解されよう。しかし、ザカートの額は少なく、このため、石油以前の時代で、しかも、サウード朝の支配領域が内陸部にとどまっていた時期には、ザカートを中心としたサウード朝の財政規模はきわめて小さいものであったと言えよう。

サウジアラビアでは、1938年にコマーシャルベースでの原油生産が始まり、その後は石油収入が財政収入において大きな割合を占めるようになっていく。表(2)にも示したが、1947/8年度⁽¹⁸⁾の予算では、すでに石油収入⁽¹⁹⁾は歳入全体の67.4パーセントを占めており、歳入の柱となっている。財政歳入に占める石油収入の割合は、その後さらに増えていき、第1次、第2次のオイルショックを経た1980/1年の予算では98.3%と、歳入のほとんどを占めるまでになっている。

サウジアラビアが多額の石油収入を得るようになって、ザカートの徴収は続けられた。ザカートの絶対額は少なく、歳入全体に占めるザカートの割合は1980/1年の予算では、わずか0.04%にすぎない。巨額の石油収入を得ていたサウジ政府にとっては、財政の面では、きわめて小額のザカートを徴収する意味は無いに等しかったが、それでも、ザカートの徴収が続けられたのは、サウジ政府が、ザカートをイスラーム国家であるサウジ国家の主たる公租として位置づけてきたから

表(2) 予算書に見られるサウジアラビアの財政歳入(単位100万サウジ・リヤル)

年度	費目	1947/8年	1960/1年	1970/1年	1980/1年	1990年
〈石油関係収入〉						
	石油ロイヤリティ	140.0	540.3	1,573.0	58,298.0	19,582.0
	石油会社からの 所得税		835.6	3,863.5	198,706.0 (a)	55,605.5 (b)
	石油製品への税			89.0	4.5	2,910.0
	その他	4.6		3.5		7,812.5
	(小計)	(144.6)	(1,375.9)	(5,529.0)	(257,008.5)	(85,910.0)
	(石油収入の割合)	67.4%	77.0%	86.7%	98.3%	72.8%
〈石油以外の収入〉						
	一般の会社・個人 からの所得税		34.5	99.5	(a)に繰り入 れられた	(b)に繰り入 れられた
	⁽¹⁴⁾ 不動産税	0.2				
	⁽¹⁵⁾ 工場税	0.012				
	関税	25.0	146.4	292.0	2,037.4	7,000.0
	⁽¹⁶⁾ 諸手数料	12.42	99.3	197.5	1,283.5	6,605.0
	その他雑収入など	10.655	126.1	200.5	1,071.6	17,480.0
	鉱山など	0.55				
	ザカート	3.15	3.8	6.5	115.0	1,000.0
				
	内・家畜	1.0				
	果実・穀物	2.15				
	巡礼料	18.0				
	臨時ジハード税			55.0		
	合計	214.587	1,786.0	6,380.0	261,516.0	117,995.0

出典: Ministry of Finance and National Economy, Saudi Arabia,
Statistical Year Book ⁽¹⁷⁾ より筆者作成。

であろう。前述のサウジアラビア政府が国際司法裁判所に提出した文書の中では、「サウジアラビア国家は、シャリーアの原則に基づき作られ、現在、そしてこれまでも、真実のイスラームの統治であった。そのことによって、サウジアラビア国家は、シャリーアに示されている方法で、その臣民から常にザカーを徴収してきた」と記されている⁽²⁰⁾。サウジアラビア政府は、ザカート徴収の理由として、サウジ国家がイスラーム国家であることを上げている。現在でもザカートの制度は続けられており、ザカート制度はサウジ国家がイスラームに基づいて統治を行っていることを立証する上で重要な要素となっている。

6. ザカートの対象と賦課率

ザカートは、どのようなものに対し賦課され、その賦課率はどれくらいであろうか。イスラーム法の上では、ザカートは、農産物・果実、家畜、金銭、商品に対し課せられることになっている(詳しくは、湯川武訳、マーワルドイー「統治の諸規則」を参照)⁽²¹⁾。ここでは、サウジアラビアにおけるザカートの徴収について、サウジ政府の文書や勅令・省令などに記されたザカートの規定から、その対象や賦課率について見てみよう。

まず、農産物と果実に対するザカートであるが、1925年の布告では、すべての穀物と、計量することができかつ貯蔵することが可能なすべての果実、例えばアーモンド、乾しブドウ、アーモンド、ピスタチオ、ヘーゼルナッツなど、に対しザカートが課せられると定められている。それ以外の果実や野菜には課せられないとされる。ザカートは収穫量に基づいて算定されるが、収穫した後に、穀物はきれいにし(脱穀ということか?)、果実は乾燥させ、それらの量が賦課の基準となる一定量を超えた場合に課せられる。賦課率については、その農地が、井戸水などで、労働力を用い人工的に灌漑されている場合は収穫量の5パーセント、雨水・流水など自然の給水による場合には10パーセントが徴収されると定められていた。

家畜に対するザカートはラクダ、ヒツジ、ヤギ、そして牛に対し課せられるが、運搬や乗用を目的として飼われているものは除くとされる。このザカートの算定は複雑である。1955年の文書に基づき、いくつかの例を示そう。ザカートの算定に際しては、賦課のための最小単位ニサーブ niṣāb が基準となる。ラクダの場合は、所有者が4頭以下のラクダしか保有していないときは、ザカートは徴収され

ない。賦課される基本的なニサーブは5頭で、5頭から9頭の場合はメスのヒツジ1頭が徴収される。以後5頭ずつ増やしていき10頭から14頭のときはメスのヒツジ2頭が課せられ、15頭から19頭のときはメスのヒツジ3頭、20頭から24頭のときはメスのヒツジ4頭が課せられる。ラクダの数が25頭以上の場合にはラクダで支払われ、25頭から35頭のときは、1歳以上2歳未満のメスのラクダ1頭が課せられ、36頭から45頭のときは、2歳以上3歳未満のメスのラクダ1頭が課せられ、46頭から60頭のときは、3歳以上4歳未満のメスのラクダ1頭が課せられ、61頭から75頭のときは、4歳以上5歳未満のメスのラクダ1頭が課せられ、76頭から90頭のときは、2歳以上3歳未満のメスのラクダ2頭が課せられ、91頭から120頭のときは、3歳以上4歳未満のメスのラクダ2頭が課せられる……などとされている（徴収に使われるメスのラクダは、年齢ごとに、それぞれ呼び名がつけられている）。

ちなみに、当時のサウジアラビアでは、ラクダはそのミルクを飲むために飼育され、また運送や乗用に用い、あるいは食肉として利用するために、さらには繁殖用のために飼育された。したがって、ミルクを出し、しかも子供を産む年齢のメスのラクダは価値が高く、ザカートの支払いに用いられた。現代では、ラクダの肉は脂質とコレステロールの少ないヘルシー食品として消費者から高く評価されており、需要も多く、もっぱら食肉用に飼育されている。

ヒツジとヤギに関しては同じような算定方式が用いられる。いま、ヒツジの場合について示すと、保有しているヒツジが39頭以下の場合にはザカートが課せられることはないが、40-120頭保有している場合にはメスのヒツジ1頭分が徴収され、121-200頭ではメスのヒツジ2頭、201-300頭ではメスのヒツジ3頭、などとなっている。

支払いは、現物ないしは現金で支払われた。現金の場合は、それぞれの家畜1頭の値段は変動しており年により異なるので、徴収に際してはあらかじめ各1頭分の値段が定められ、それに基づき支払金額が計算された。ラクダの場合は、値段は、現物で支払うよりも現金で支払ったほうが、納付者にとって有利なように定められたため、ほとんどの支払いは現金で行われていた。政府としても、ラクダを現物で徴収してもその処分が困難だったためであろう。ちなみに、西暦2000年の家畜のザカートはイード・アル・アドハーの後に徴収されたが、徴収に際しては、現金ないしは現物のどちらで納めても良いとされた。

ザカートは、農産物や果実の場合は収穫に課せられるが、動物の場合は、1年間保有した場合に課せられるとされる。しかし、1歳未満の動物は賦課の対象にならないとする原則があるので、実際上は、一般的なケースでは、1年に一回ザカートが徴収される時期に、1歳未満と運搬・乗用のものを除き、上に記した最低課税単位以上を保有する場合には、ザカートが課せられるということになる。

以上の定めは、あくまでサウジアラビアの例である。ザカートの徴収は、法学派によって微妙に異なる点があるため、実際上は、国によって、ザカートの徴収についての規定は異なることもある。また、上記の例はあくまでイスラーム法の定めであり、実際上記の規定通り徴収されていたかどうかは別問題であることを、ここでは指摘しておこう。

商品と金銭に対するザカートは、どうであったのであろうか。前述の1925年の布告では、一定額以上の金・銀を保有した場合と、一定額以上の商品を保有した場合にザカートが課せられると定められている。しかし、1947/8年度予算書を見ると、商品と金銭に対するザカートは計上されていない。予算書の中では、ザカートの総額は315万リヤルで、その内訳は、穀物 *ḥubūb* と果実 *thamar* からのザカートが215万リヤルで、家畜からのザカートは100万リヤルが計上されている。サウジアラビアでは、*thamar* とは通常はナツメヤシの実のことを指しているもので、ここでの果実のザカートとは、ほぼナツメヤシの収穫に対して課せられたものであると見て良いであろう。ナツメヤシは、石油時代になるまではサウジアラビアにおける主たる農作物であり、サウジ人の主食の一つでもあり、ザカートの主要な対象品目であった。

1947/8年度予算書の中には、費目として「商品 *urūq* のザカート」の項目があるが、金額は記されていない。また、金銭に対するザカートについては、費目としても立てられていない。これらのことが示しているのは、当時は、農作物・果実と家畜に対するザカートが中心で、商品と金銭に対するザカートは徴収されていなかったか、徴収されていたとしてもその額はきわめて少なかった、ということであろうか。しかし、1951年の税制改革で所得税が導入された翌年、1952年の予算では、商品のザカートとして250万リヤルが計上されている。同予算書では、果実からのザカートは250万リヤルで、家畜のザカートは40万リヤルが計上されている。外国企業に対し所得税を導入しその徴収予定額を予算書の中に記載したので、バランス上、サウジ企業に課せられる商品のザカートを計上してみたという

ことであろうか、よく分からない。1952年の後は、予算書の中では、ザカートの内訳は表記されなくなる。

いずれにしても、商品と金銭に対するザカートが増えてくるのは、1950-51年の税制改革を経た後のことであり、企業から徴収されるザカートの額が増えていくのにしたが、商品と金銭に対するザカートの額も増加していった。商品と金銭に対するザカートでは、サウジ企業から徴収されるザカートが大きな比重を持つようになる。

サウジ企業に対し課せられたザカートは、どのようなものに課せられたのであろうか。サウジ企業の場合は、賦課の対象となるのは資本金（年度始めまでに払い込まれたもの）、純利益、前年の繰越利益（資本金への追加と見なされる）、準備金（労働規則などで定められた退職準備金は除かれる）、貸付金額（資本金の一部と見なされる）などであり、また、製品や在庫商品も年度末に評価査定され賦課の対象となる。もっとも、工場、機械、建物、土地、事務用品などの生産や業務に必要なもので、かつその企業が売却することがないもの（売却の対象となるものは商品とみなされる）は、賦課対象からはずさされている。ザカートの賦課率については、一般的にその賦課の率は低く、企業の場合は前述の賦課対象が査定の対象となり、査定額に対し2.5パーセントが賦課される。

前出の表(2)に示したサウジアラビアの予算では、1947/8年度予算以降、1950年代から1970年代にかけてザカートの額はあまり増えていない。1970年代以降は、下の表(3)に示したとおりであるが、1970/1年から1985/6年までの15年間でザカートの額は200倍に増えている。この大幅な増加の原因は、農作物・果実や家畜へのザカートの額が増えたためではなく、主には、オイル・ブーム期以降の急速な経済発展を背景に、企業に対し課せられたザカートの額が増えてきたことを示している。

さて、個人に対するザカートはどうなっているのでしょうか。ザカートは、財産的な性格を持っているため、保有している現金や金融資産などに対しは賦課されるものの、個人が得ている給与所得そのものには対しては賦課されることはない。しかし、給与所得を得た結果、保有する現金や金融資産などが増えたとすれば賦課の対象になり得る。以下に、ある新聞の法律相談のコーナーに載った記事を紹介しよう。

〈質問〉 もし、ある人物が、一ヵ月に1000サウジ・リアル（2000年6月現在のレートで日本円で約2万8000円）以上の収入があり、700リアルを食料や着物などに支出している場合、ザカートを支払う必要があるか？ もし支払う必要があるとしたら、給料全体に課せられるのか？

〈答え〉 ザカートが課せられるのは、ある一定額以上を保有している場合であり、それは85グラムの金に相当する。それはおおよそ3500リアル（日本円で約10万円）以上の金額に相当する。質問にでてきたような給与水準の人物の場合、食料や着物以外にも多くを使わなければならない。その者は、彼の両親や家族を助けるために少しの額を送金しているかもしれないし、家賃を支払っているかもしれない。また、時として旅行やピクニックに行くかもしれない。これらのすべてが彼の生活費の一部である。このような本人や家族などの生活に必要な金額は、ザカートを免除される。

ある人が、ザカートが課せられる基準以上の額を保有した時が、彼のザカート日となる。毎年その同じ日に、保有しているものから生活費などを除外して計算し、ザカートが課せられる額以上を保有している場合は、保有しているものすべてがザカートが課せられる対象となる。その率は、普通の場合は毎年2.5%が課せられる。しかし、ある種の財産についての率は、5%ないしは10%となっている⁽²²⁾。

表(3) 1970年代以降の予算におけるザカート（単位サウジ・リアル）

1947/8年	315万	1974/5年	1600万	1981/2年	2億
1960/1年	380万	1975/6年	2750万	1982/3年	2億7800万
		1976/7年	3450万	1983/4年	4億
1970/1年	650万	1977/8年	9750万	1984/5年	7億
1971/2年	800万	1978/9年	1億2000万	1985/6年	13億
1972/3年	1100万	1979/80年	1億7500万		
1973/4年	1280万	1980/1年	1億1500万	1990年	10億

出典：Ministry of Finance and National Economy, Saudi Arabia, Statistical Year Book より筆者作成。

*1985/6年を境として予算年が変更された。

この記事にも示されているように、給与所得を得てその結果保有する現金や金融資産などが増えれば、それはザカートの対象となるが、給与所得そのものに対してザカートが課せられることはない。今日、日本で行われているように、給与所得や原稿料に対し課税が行われ、その税金(みなし課税)は給与や原稿料から天引きされるというようなことは、サウジアラビアではありえないのである。本人が住んでいる住宅やその他の生活に必要なものはザカートの対象とはならず、このため平均的な勤労世帯では、実際には、賦課の対象は現金や金融資産が中心となろう。しかし、わが国の例を見るまでもなく、現実には、個人の保有する現金や金融資産の総額を政府当局が捕捉することは不可能であり、そのため、たとえ政府当局が個人に対しザカートを賦課しようとしても、それは不可能に近いことである。したがって、個人に課せられるザカートは、各人の意志によって支払われるということになろうが、実際、どれくらいの割合の個人が、どれくらいの額のザカートを支払っているのかについては不明である。いずれにせよ、政府当局が受け取っているその総額はあまり多くないであろう。今日のサウジアラビアでは、給与所得者の数はかなりの数に上っているが、制度上、彼らの給与所得に賦課することが出来ないとすれば、税制としては問題であろう。

また、ザカートは財産税の一種であり、サウジ国内に投資される資本そのものに対しても賦課される。現在、海外に投資されているサウジアラビアの民間資本は約2000億ドルといわれているが、ザカートの徴収は、この民間資金の国内への還流を妨げる要因ともなっている。

7. 終わりに

ザカートの徴収は、イスラーム法に基づくものであり、イスラーム国家としてのサウジアラビアを象徴するものでもある。また、その賦課率も低率なため、ザカートを公租として位置づけているサウジ政府の政策は、国内では多くの支持を得ている。しかし、現在、世界レベルで進行している経済のグローバル化の中で、ザカート制度はサウジ経済の閉鎖性を示すものとして、海外から批判する声が上がっている。

サウジアラビアでは、1950～51年の税制改革を経て、外国企業に所得税が課せられるようになった。所得税は、外国の石油会社の所得に対し課税することを主な目的にして始まった。サウジアラビアでの石油開発はAramcoなど主にアメリ

カ系の石油会社の手で進められた。政府は外国の石油会社から石油利権料ロイヤリティを徴収していたが、このロイヤリティを値上げするのではなく所得税を導入したのは、アメリカ国内の税制に関わる問題が背景にあった。アメリカの税法では二重課税防止措置があるため、アメリカの石油会社にとっては、サウジ政府に多額のロイヤリティを支払うよりも所得税を支払い、その分アメリカ国内で控除を受けたほうが有利な仕組みになっていたからである。ロイヤリティは経費として扱われ、課税対象所得から100パーセント控除することができなかったからである。同様なことを背景に、すでに、ベネズエラなどでも所得税が徴収されていた。

サウジアラビアの所得税制度は、以上のような事情を背景として始まったため税率が高く設定されている。アメリカの国内で控除を受けられるのであれば、税率は高くても良いだろうと考えたためである。所得税の課税率について見てみよう。所得税に関する規則の中では、対象となる外資系企業が100万リヤル(約27万ドル)以上の収益のある場合にはその収益の45%が課税され、50万リヤルから100万リヤルの場合は40%、10万リヤルから50万リヤルは35%、10万リヤル未満は25%が課税されると定められている。この税率は、変更されることなく2000年まで続いたのであった。

この制度が始まった当初は石油会社以外の外国企業はほとんど存在せず、したがって、この所得税は石油会社に対し適用することを想定して作られたのであった。しかし、オイルブームの時代を経て外資系の企業が増え、それらの外資系企業が課税対象になるにしたいが、高率の課税率が問題とされるようになってきた。サウジ企業に対し課せられるザカートの率はきわめて低いのに対し、外資系企業への所得税の税率は高く、このことは、外資系企業のサウジ国内での競争力を著しく損なうと考えられたためである。例えば、資本金1億円で10億円の純益があるサウジ企業と外資系企業について単純計算をしてみると、10億円の2.5%は2750万円であり、一方で10億円の45%は4億5000万円となる。これは、あくまで単純計算の結果を比較しただけであるが、税額に大きな差があることは明らかであろう。こうした税率の差は外国企業による投資を制約する要因となってきた。

この所得税の税率に関しては、西暦2000年になって外資の投資に関わる制度の改革が発表され、その中で、外資系企業に対する所得税の税率も低減されることとなった。しかし、課税率の改正後でも、最高税率の場合で利益に対し30パーセ

ントが徴取されるという。

現在、サウジアラビアの財政は、その歳入の面で石油収入に大幅に依存している。現在のところ、外資の呼び込みは目に見える成果を上げるまでにいたっていない。このため、低率のザカートを中心とした公租制度を維持していく限り、税収の増加には限りがあり、石油収入への大幅依存状態を改善することは困難である。

このように、ザカートの制度は、サウジアラビアの財政構造に大きな歪をもたらす要因となっているし、また、民間経済の育成にとっても障害となっている。この制度を変えることは可能であろうか。サウジアラビアの国家基本法は、その第一条で「サウジアラビアの憲法はコーランとスンナである」と定めているように、サウジアラビアはイスラームの教え、とりわけ初期イスラームの教えを国是としている。こうした、サウジアラビアにとってザカートを軸とする現在の公租の制度を変えることは困難であると思われるが、公租の制度を変えことなくして、サウジアラビアの経済と財政の展望は開けるのであろうか。

注

- (1) サウジアラビアでの用語としては正式にはザカーであるが、非アラブ諸国ではザカートと記されることも多い。本稿では、わが国での慣用にしたがいザカートとする。
- (2) 一般的には、サウジ資本100%の企業も合併企業も、サウジアラビアで登録されていれば広い意味でサウジ企業としてよいであろうが、サウジアラビアの法律上は、すべてのパートナーおよび株主がサウジ人から成っているものをサウジ企業とし、パートナーおよび株主に非サウジ人が加わっているものを合併企業とし区別している。本稿では、この法律上の区別に従う。
- (3) Saudi Arabian Government, *Memorial of the Government of Saudi Arabia*, 1955, Saudi Arabian Government, pp. 291-327.
- (4) *Arab News*, February 12, 1998, *Arab News*, January 28, 2000.
- (5) 同勅令では合併企業はこの規定から除かれている。このことは、クウェート、バレーン、カタルの国民に対してはザカートが課せられることになっていたことと関係があるものと思われる。
- (6) 嶋田襄平『初期イスラーム国家の研究』, 中央大学出版部, 1996年, 193ページ。
- (7) ザカートやジズヤについては、その語義が現在用いられているように定まったのは後の時代のことである。ここでは、現代の語義を用いて表記したが、詳しくは、嶋田襄平, 前掲書, を参照のこと。
- (8) 平凡社『イスラーム事典』, 1982年, 307ページ。
- (9) 平凡社『イスラーム事典』, 1982年, 184ページ。

- (10) 柳橋博之, 「サウジアラビアにおけるザカートの施行」, 『中東研究』, 1987年5月号, 49ページ。
- (11) 嶋田襄平『初期イスラーム国家の研究』, 108-109ページ。
- (12) Burckhardt, John Lewis, *Notes on the Bedouins and Wahabys*, Garnet Publishing, UK, 1992 (rep.), vol. 2, pp. 151-162.
- (13) *ibid.*, pp. 154-155.
- (14) al-ḍarība al-'aqrīya. 1947/8年の予算書の中で, ḍarība と記されているのは他には工場税 ḍaribat al-ma'amil al-ṣinā'iya だけである。
- (15) ḍaribat al-ma'amil al-ṣinā'iya.
- (16) 運輸・道路・自動車関係諸手数料, 港湾空港諸料金・郵便電話電信収入, 検疫料など。
- (17) 1990年度予算は, 1991年度と合わせて1990-1991年度予算として発表された。しかし, 統計年鑑の中では2年予算を2等分し, 1990年度予算として表示してある。
- (18) サウジアラビアの財政年度はイスラーム暦で表記されている。イスラーム暦の1405/06年度(西暦では1985/86年度)までは, 財政年度の1年はイスラーム暦の1年とは合致せず, イスラーム暦の rajab の月から翌年の jumādā al-ākhirā 月の末日までが, 1財政年度であった。1986年度以降は, 前年の12月31日からその年の12月30日までの12ヵ月が1年度となった。1950年代以前の年度については不明であるので, 1367年度については, とりあえず西暦の1947/48年度を対応させて表記した。西暦2000年度からは, 1月1日から12月31日が1年度と定められた。
- (19) 石油収入の定義について, 本稿では, 石油ロイヤリティ(生産された原油に対し, 1バーレル当たり1定の率が課せられた), 石油会社からの所得税, 石油製品への税など, 鉱区・油田と石油産業から政府が得ていた収入の総体を指すこととする。
- (20) Saudi Arabian Government, *op. cit.*, p. 316.
- (21) 湯川武訳, マーフルディー「統治の諸規則」, 『イスラーム世界』第27・28号, 1987年, 24-42ページ。
- (22) *Arab News*, June 23, 1997.
- (23) 柳橋博之, 前掲書, 54-55ページ。

(日本貿易振興会アジア経済研究所地域研究第2部長)